

この度、7月10日付けで保安課長に就きました石井でございます。

保安課には、平成16年12月に課長補佐（総括担当）として配属され、主にガス事業法関係の総括的な保安業務を担当してまいりました。このため、液石法関係の業務に係わるのは初めての経験ですが、保安に関する考え方はガス事業法も液石法も基本的には同じであり、一番重要なことは消費者の安全・安心であると考えております。

さて、安全・安心に対する考え方は技術の高度化等、時代により変化してきておりますが、昨年のガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故問題や家庭用シュレッダーによる幼児の手指切断事故など、日常使用している製品による事故が次々と明らかになったことを受け、消費生活用製品安全法が昨年12月6日に改正、本年5月14日から施行され、また、原子力安全・保安院が発出した平成19年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針では、「事業者及び保安機関には、液石法に係る法令を遵守することはもとより、ガス瞬間湯沸器事故をはじめとして消費者の安全・安心に対する行政や産業界の取組が社会的にも大きな問題として取り上げられたように、国民の求める安全に対するニーズが高まっていることに十分留意して、事業者及び保安機関はこれに応えるため、より実効性の高い保安管理システムを導入し、保安対策を確実に実施していくことが求められているところである。」と指摘する等、安全・安心に対する消費者の見方が今まで以上に非常に厳しいものになってきていることが伺えます。

このような、消費者の安全・安心に対するニーズに応えるためにも、液石関係事業者には法令に基づく消費者への周知、定期消費設備調査等の消費者保安対策業務の適正な実施が重要であると言えます。しかし、残念ながら平成17年度に続き平成18年度においても定期消費設備調査等における法令違反事例が認められ、関係事業者への社会的信頼が損なわれる事態を招いているとともに、事故件数も高水準で推移している状況にあります。当該状況を改善するためにも、販売事業者及び保安機関におかれましては経営トップをはじめ、業務主任者等の保安業務の監督責任者の方々が強い法令遵守意識を持って保安確保に向けた、より一層の努力が必要と考えております。

私ども関東東北産業保安監督部は、原子力安全・保安院の行動規範であります「業務執行の透明性」、「中立性・公正性」を常に念頭に置き、保安の確保に努めて参る所存であり、事業者の方々の法令遵守意識向上を図るため、所管する事業者に対する立入検査の実施に当たっては、必要に応じて検査の際に定期消費設備調査等が適正に実施されているかを確認するために帳簿に記載されている消費者宅への電話や訪問による確認を行うという検査手法も併せて行うこととしております。なお、これは、あくまで帳簿等の書類では十分確認できない場合等において実施させていただくものでありますので、事業者の方々には本検査手法に対するご理解とご協力をお願いいたします。

また、ここ数年、毎年のように豪雨災害、地震災害等の自然災害が発生しており、本年7月16日に発生した新潟県中越沖地震ではライフライン等に大きな被害が生じていますが、この度の地震で被災された方々には心からお見舞い申し上げます。このような災害が発生した時には、被害状況の情報収集を迅速に行うことが復旧支援を行う上で重要でありますので、事業者の方々には災害発生時の国及び都県への情報連絡が速やかに行われるよう社内体制の構築をお願いいたします。

最後になりましたが、関東液化石油ガス協議会及び会員事業者の方々の益々のご発展を祈念致しまして、就任のご挨拶とさせていただきます。